

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>公益法人に対する個人からの寄付金について、従前の寄附金控除（所得控除）に加え、新たに寄附金額の 40%を税額控除する制度（※）を創設し、所得控除との選択制とする。</p> <p>※ 控除額は、所得税額の 25%を上限とする。</p> <p>（所得税法第 78 条関係、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 58 条）</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1219 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 875 1489 969">▲1,000 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,000 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,000 百万円 （ — 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 20 年 12 月に施行された新公益法人制度は、民間非営利部門の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」に寄与することをその目的としている。公益法人による公益活動の重要な原資の一つに民間資金から寄せられる寄附金がある。今後、一層の公益活動を促進するためには、寄附文化を醸成し、寄附を行い易い制度設計が求められる。</p> <p>公益法人による活動の充実・活性化を図るためには、多様な資金源を確保する必要があり、幅広い寄附金を促進するための措置が必要不可欠である。</p> <p>本制度は、公益法人への寄附により控除の範囲を拡大することで、寄附文化を醸成し、公益法人への草の根の寄附を促進することで公益活動の充実・拡大を図ろうとするものである。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	15. 公益法人制度改革等 1. 公益法人制度改革の推進
		政策の達成目標	「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	現時点（平成22年8月）において、236件の公益社団・財団法人が誕生。 ※今後、移行期間終了（平成25年11月末）までに、現在の特例民法法人（約24,000法人）の多くが、公益社団・財団法人への移行認定申請を行うことが見込まれるとともに、新規の一般法人からの公益認定申請も相当数寄せられることが想定。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	一般的に、所得控除は高所得者に有利な制度となっており、小口寄附に対する促進効果が弱い制度であった。 新たに寄附金額の40%を税額控除する制度を新設し、所得控除との選択制とすることで、寄付者が実質負担の低い制度を選択することが可能となる。そのため、従前と比較して幅広い寄附の獲得が見込まれるため、政策目的達成の手段として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	1. 公益社団・財団法人への寄附者に対する法人税・所得税・相続税の特例措置 2. 公益社団・財団法人自身に対する法人税の特例措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		要望の措置の妥当性	各団体への補助金等、国から直接の支出によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、民間からの寄附金によって公益活動の財政基盤を拡大するための租税特別措置を整備することにより支援することが、「民による公益の増進」という制度趣旨に沿うものである。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度税制改正において、公益法人制度改革関連法の施行にあわせた、公益社団・財団法人への寄附に係る所要の税制改正が行われた。</p>	